

令和8年春季火災予防運動実施要綱

彦根市消防本部
彦根市消防団

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

4 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進
- (4) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 乾燥時および強風時の火災に対する警戒の強化
- (8) 放火火災防止対策の推進

5 家庭や地域での推進事項

- (1) 地域における地震火災対策の推進
- (2) 住宅用火災警報器の設置および適切な維持管理
- (3) 安全装置付きの火気使用器具および消火器具の普及促進
- (4) たばこ火災および電気火災に係る注意喚起広報の実施
- (5) 「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」の励行

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

－4つの習慣・6つの対策－

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

6 事業所での推進事項

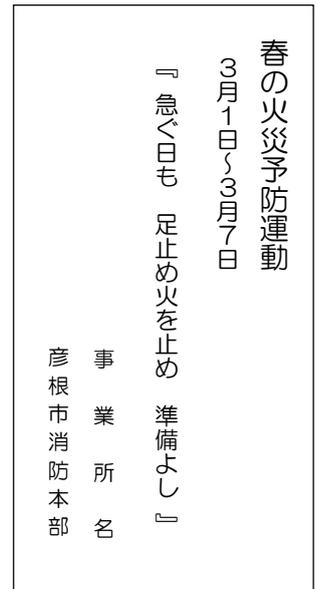
- (1) 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
- (2) 消防用設備等の適正な設置および維持管理の徹底
- (3) 防火管理体制と適切な維持管理の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
- (5) 防災物品の使用の徹底および防災製品の使用の促進
- (6) 防火立看板および防火ポスターの掲出
- (7) 社内放送、社内広報等を利用した防火広報の実施

7 消防本部（署）・消防団の主な実施事項

- (1) 防火対象物、危険物施設の立入検査
- (2) 広報車等による巡回広報
- (3) 街頭広報による火災予防啓発
- (4) 火災防御訓練の実施
- (5) 自治会、自主防災組織、事業所等の訓練指導および防火指導
- (6) 防火立看板およびのぼり旗の掲出
- (7) 県内消防本部（局）一斉広報 3月2日（月）

（滋賀県内消防本部（局）が、JR駅前で一斉に街頭広報を行う。）

【立て看板のひな形】



※ 標語は朱書きとし、適宜見やすい大きさにしてください。

火災予防運動期間にあわせて次の運動も実施します

1 山火事予防運動

目的：この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

彦根市消防本部では、令和8年1月1日から「林野火災注意報、林野火災警報」の運用を開始しています。

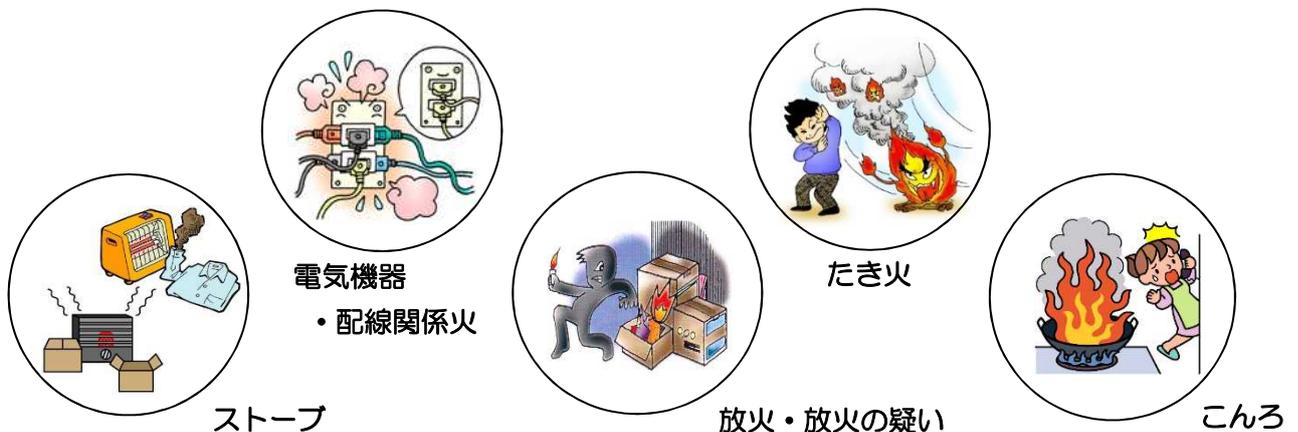
令和7年2月に発生した岩手県大船渡市など大規模な林野火災が続いたことを受けて、彦根市火災予防条例を改正しました。気象条件により林野火災注意報・同警報が発令されると森林計画の対象区域に「火の使用の制限」が課せられます。

注意報等発令にかかわらず、火の使用について一層の注意をお願いします。

2 車両火災予防運動

目的：この運動は、車両交通の関係者および利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

彦根市・犬上郡の主な出火原因（令和7年中）



備えましたか？ 住宅用火災警報器
点検とお手入れは定期的に！ ～10年たったら取替えましょう！～

